

令和6年度分

市民税・県民税申告の手引



1 申告会場での待ち時間短縮のためご協力ください

- (1) お住まいの自治会ごとに割り振りさせていただいた日程・会場にお越しください。
割り振りさせていただいた日程でのご来場が難しい方は、別の日程・会場でも申告可能ですが、待ち時間短縮のためご協力ををお願いいたします。日程・会場は「**8 地区割表**」をご覧ください。
- (2) 開場・受付時間が例年と変更になっております。全会場 開場時間:午前9時、申告受付時間:午前9時~午後3時
- (3) 会場にお越しになる際は「**11 受付票**」をご記入の上お持ちください。
- (4) 営業・農業・不動産の申告をされる方は必ず収入・経費を項目ごとにまとめたものをお持ちください
（「**9 収入・経費まとめ方**」参照）。
- (5) 医療費控除を申告される方は必ず医療費の合計をまとめたものをお持ちください
（「**10 医療費のまとめ方**」参照）。
- (6) 今年から真田地域の申告会場が真田中央公民館へ変更になりましたのでご注意ください。



2 申告の対象者 フローチャート「5 あなたは市民税・県民税の申告が必要ですか？」もご覧ください。

(1) 市民税・県民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在、上田市にお住まいの方で、以下に該当する方は市民税・県民税の申告が必要です。
ただし、税務署に確定申告書を提出した方、上田市内住民の税法上の扶養家族になっている方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

- ① 営業等、農業、不動産、配当、雑、一時、譲渡等の収入があつた方
② 給与や年金の収入があつた方で、別の収入があつた方や所得控除を申告する方
給与が年末調整済みである、もしくは公的年金等の収入の合計額が400万円以下であり、その他の所得の合計額が20万円以下である方（所得税の還付申告などで確定申告書を提出した方を除く）。
- ③ 申告することで市民税・県民税が非課税となる方
障害者、ひとり親、寡婦、未成年で令和5年中の合計所得が135万円以下の方
- ④ 令和5年中に収入がなかつた方や、遺族年金や障害年金等の非課税所得のみの方
- ⑤ その他

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等に加入されている方や、福祉・公営住宅・教育関係の制度等において市民税・県民税の申告が必要とされている方。各種制度に関する詳細は、各担当課へお問い合わせください。

(2) 税務署での申告が必要な方（詳しくは、税務署にお問い合わせください）

下記に該当する方は、税務署での申告をお願いいたします。

- ① 住宅ローン控除初年度の申告をする方 等
② 株式や土地の譲渡所得がある方
③ 青色申告の方
④ 雜損控除の申告をする方
⑤ 山林所得がある方

確定申告に関するお問い合わせ
上田税務署
〒386-8720
上田市中央西2-6-22
TEL 0268-22-1234

3 申告方法 申告会場は大変混雑します。可能な限り(2)電子申告、(3)窓口提出・郵送提出をご利用ください。

(1) 申告会場で申告

(2) 電子申告

所得税の確定申告はスマートフォン、パソコン等を利用した電子申告をご利用ください。
詳しくは市ホームページをご覧いただけます。



(3) 窓口提出・郵送提出

記入した市民税・県民税申告書と必要書類（「**11 受付票**」の必要書類チェックリストを参照）を次の場所に設置された「提出箱」もしくは「**4 提出先・問い合わせ先**」に郵送してください。

設置場所：申告会場、市役所1階税務課19番窓口、各地域自治センター窓口

4 提出先・問い合わせ先

郵送の提出先及び市民税・県民税の申告に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

〒386-8601 上田市大手1-11-16 「上田市役所 財政部 税務課 市民税係」宛

TEL 0268-23-5115 ※各地域自治センターには税の担当部署がありませんので、「税務課市民税係」にお問い合わせください。

11 受付票 令和6年度 市民税・県民税申告

申告会場に来られる方はご記入の上お持ちください（申告者1人につき1枚）

1 記入欄

フリガナ	生年月日	職員記入欄
氏名	明・大・昭・平・西暦	申告なし
住所	年月日	市申
〒	電話番号	電子添付なし
		電子添付あり
		確申紙

2 必要書類チェックリスト

収入	<input type="checkbox"/> 給与・公的年金等の源泉徴収票	源泉徴収票の再発行は ①給与：お勤め先 ②公的年金：日本年金機構 (TEL 0570-05-1165)
	<input type="checkbox"/> 収支計算書や帳簿類等	収入・経費の合計を計算したもの「 9 収入・経費のまとめ方 」参照
	<input type="checkbox"/> その他の収入	個人年金の支払証明書、配当の支払通知書等
控除	<input type="checkbox"/> 医療費控除	医療費通知、領収書等（合計を計算したもの） 「 10 医療費のまとめ方 」参照
	<input type="checkbox"/> 社会保険料控除	支払金額がわかる書類
	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除・地震保険料控除	保険会社等で発行した控除証明書等
	<input type="checkbox"/> 寄附金控除	寄附先からの受領書や領収書、ふるさと納税仲介事業者が発行した証明書
	<input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別控除（2年目以降）	税務署発行の住宅借入金等特別控除申告書・証明書、 住宅ローンの年末残高証明書
	<input type="checkbox"/> 障害者控除	身体障害者手帳等
	<input type="checkbox"/> その他の控除	控除証明書類等
その他	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード等	申告者と扶養する家族のマイナンバーがわかるもの
	<input type="checkbox"/> 口座番号	申告者本人名義の銀行口座がわかるもの
	<input type="checkbox"/> 利用者識別番号（お持ちの方のみ）	利用者識別番号がわかるもの

キリトリ

11 受付票 令和6年度 市民税・県民税申告

申告会場に来られる方はご記入の上お持ちください（申告者1人につき1枚）

1 記入欄

フリガナ	生年月日	職員記入欄
氏名	明・大・昭・平・西暦	申告なし
住所	年月日	市申
〒	電話番号	電子添付なし
		電子添付あり
		確申紙

2 必要書類チェックリスト

収入	<input type="checkbox"/> 給与・公的年金等の源泉徴収票	源泉徴収票の再発行は ①給与：お勤め先 ②公的年金：日本年金機構 (TEL 0570-05-1165)
	<input type="checkbox"/> 収支計算書や帳簿類等	収入・経費の合計を計算したもの「 9 収入・経費のまとめ方 」参照
	<input type="checkbox"/> その他の収入	個人年金の支払証明書、配当の支払通知書等
控除	<input type="checkbox"/> 医療費控除	医療費通知、領収書等（合計を計算したもの） 「 10 医療費のまとめ方 」参照
	<input type="checkbox"/> 社会保険料控除	支払金額がわかる書類
	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除・地震保険料控除	保険会社等で発行した控除証明書等
	<input type="checkbox"/> 寄附金控除	寄附先からの受領書や領収書、ふるさと納税仲介事業者が発行した証明書
	<input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別控除（2年目以降）	税務署発行の住宅借入金等特別控除申告書・証明書、 住宅ローンの年末残高証明書
	<input type="checkbox"/> 障害者控除	身体障害者手帳等
	<input type="checkbox"/> その他の控除	控除証明書類等
その他	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード等	申告者と扶養する家族のマイナンバーがわかるもの
	<input type="checkbox"/> 口座番号	申告者本人名義の銀行口座がわかるもの
	<input type="checkbox"/> 利用者識別番号（お持ちの方のみ）	利用者識別番号がわかるもの

9 収入・経費のまとめ方

- ①営業・農業・不動産所得のある方は以下の収入・経費の項目ごとに金額を合計してください。
 ②以下のとおり別紙の市民税・県民税申告書の裏面か收支内訳書に記入の上、お持ちください。
 収支内訳書は上田市役所本庁税務課、地域自治センター、税務署に設置してあります。また国税庁ホームページからもダウンロードできます。

R 5年中の売上金額を記入します。	
所在地	上田市〇〇番地
業種	製造業
科目	金額
売上金額	1,000,000
家事消費	300,000
その他収入	1,300,000
収入合計①	500,000
売上原価	3,500,000
給料賃金	1,000,000
地代家賃	340,400
減価償却費	50,000
水道光熱費	50,000
旅費交通費	50,000
通信費	50,000
損害保険料	50,000
消耗品費	50,000
租税公課	50,000
〇〇費	50,000
〇〇代	50,000
該当する項目がない場合は空白の欄を使ってください。	
経費合計②	1,500,000
専従者控除③	700,000
所得金額① - ② - ③	2,000,000

2 農業	
科目	金額
売上金額	1,000,000
家事消費	300,000
その他収入	500,000
収入合計①	1,300,000
売上原価	500,000
減価償却費	50,000
租税公課	50,000
種苗費	50,000
肥料費	50,000
飼料費	50,000
農具費	50,000
農薬・衛生費	50,000
諸材料費	50,000
修繕費	50,000
動力光熱費	50,000
農業共済掛金	50,000
雑費	50,000
経費合計②	600,000
専従者控除③	700,000
所得金額① - ② - ③	500,000

3 不動産	
科目	金額
売上金額	上田市△△番地
貸家	上田市△△番地
家事消費	
その他収入	
収入合計①	
売上原価	
減価償却費	
租税公課	
種苗費	
肥料費	
飼料費	
農具費	
農薬・衛生費	
諸材料費	
修繕費	
動力光熱費	
農業共済掛金	
雑費	
経費合計②	
専従者控除③	
所得金額① - ② - ③	

10 医療費のまとめ方

医療費控除を申告される方は次のとおりご用意ください。

- 医療費通知がある方はお持ちください。郵送提出をされる方は添付してください。
- 医療費通知に記載のない医療費がある方は、例1のとおり、人ごとに領収書の金額を足し合わせてください。
- ただし、生命保険や健康保険で補填される金額がある場合は、例2のとおり、対象となる医療費と補填額を例1とは別に一行ごと記入してください。
- ②、③の内容を以下のように任意の用紙に記載するか、医療費控除の明細書に記載の上、提出してください。
 医療費控除の明細書は上田市役所税務課、地域自治センター、税務署に設置してあります。また、国税庁のホームページからもダウンロードできます。

人ごとに医療費の領収書の合計額を記入してください。

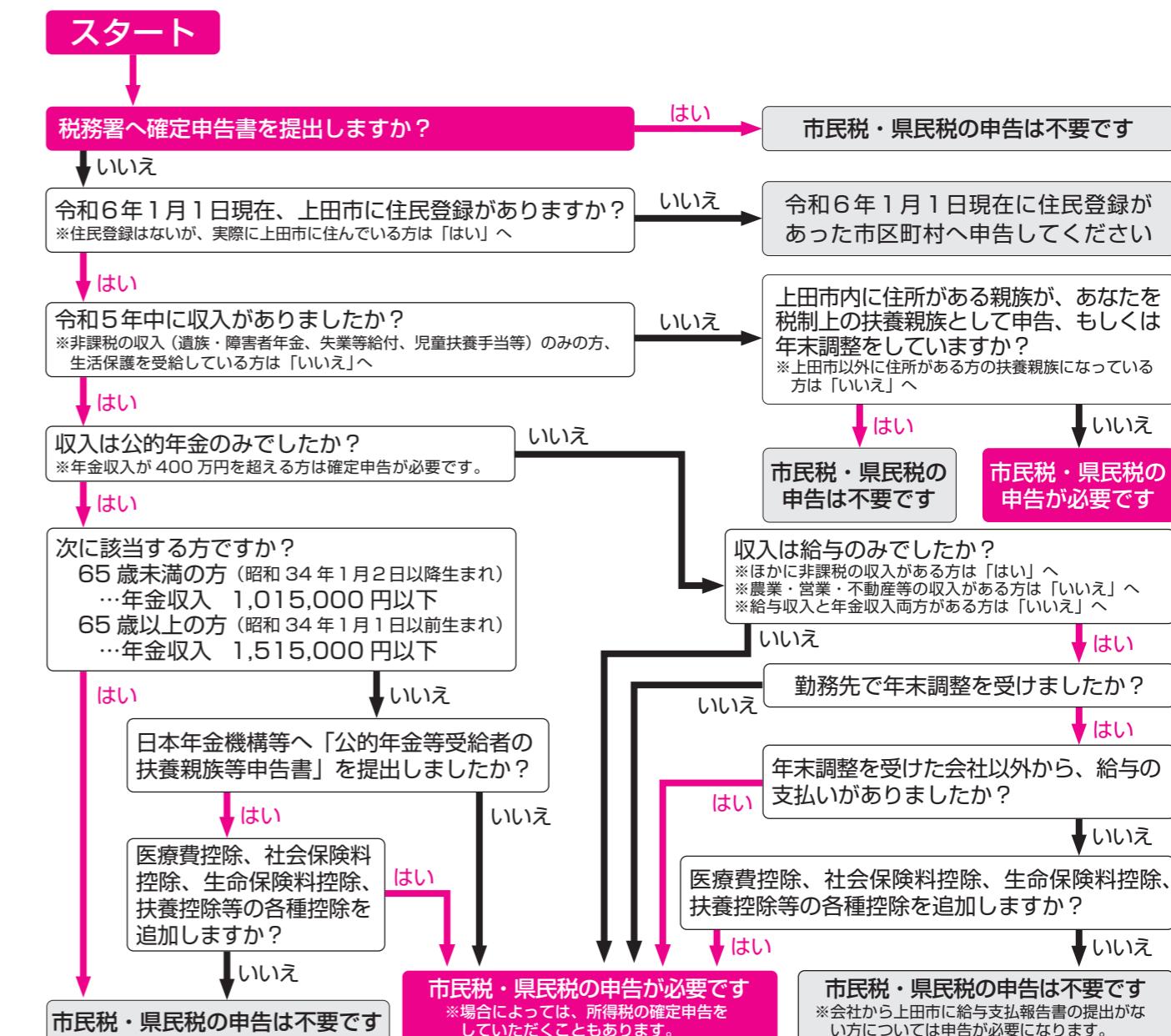
①の医療費通知文の医療費はここに含めないでください。
 また、③の補填の対象となる医療費もここに含めないでください。

医療を受けた方の氏名	病院、薬局などの支払い先の名称	支払った医療費の額	生命保険や社会保険で補填される金額
上田 桃子	〇〇薬局 他	75,300	
上田 太郎	〇〇病院 他	250,000	
上田 太郎	△△病院	35,000	20,000
上田 花子	〇〇病院	50,000	100,000

補填額がある場合、このとおり、対象となる医療費と補填額を例1とは別に一行ごと記入してください。

5 あなたは市民税・県民税の申告が必要ですか？

申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。



6 令和6年度からの主な改正点

- 特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、これまで所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度から所得税と市民税・県民税の課税方式を一致させることになりました。
 そのため所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、これらの所得は市民税・県民税でも所得に算入されます。今まで特定配当等・特定株式等譲渡所得の住民税申告不要制度を利用していた方はご注意ください。
- 年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用及び市民税・県民税の非課税限度額の適用対象から除外されます。
 - 留学により非居住になった方
 - 障害者
 - 扶養控除等を申告する納税義務者から前年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

8 地区割表 申告会場へお越しになる方へ

待ち時間短縮のため、お住まいの自治会ごとに割り振らせていただいた日程・会場にお越しくださいますようお願いします。

①時間：午前9時開場、申告受付：午前9時～午後3時

②真田会場が真田中央公民館に変更となっています。真田地域自治センターでは申告受付を行いませんので、ご注意ください。

主会場	自治会	地区	武石会場	自治会	地区	上田出張会場	自治会	地区	
サントミューゼ	真田中央公民館	総武石地域センター	2月13日(火)	鳥屋、片羽、下小寺尾、上小寺尾、唐沢小原、築地原、西武、小沢根	武石	2月13日(火)	下組、富士山中組、奈良尾、平井寺、鈴子、石神	東塩田	
			2月14日(水)	七ヶ、下本入、大布施巣栗		2月14日(水)	柳沢、下之郷、桜	東塩田	
			2月15日(木)	薮合、中島、市之瀬、余里		2月15日(木)	下本郷、東五加、上本郷	中塩田	
			2月16日(金)	沖、堀之内、権現		2月16日(金)	五加、中野、上小島	中塩田	
2月16日(金)	踏入、泉町、上常田、中常田、下常田	東部	真田会場	自治会	地区	2月16日(金)	下小島、保野、学海南	中塩田	
2月19日(月)	北常田、材木町、常入 天神の杜、北天神町	東部 南部	2月19日(月)	菅平、大日向、角間、横沢	長	2月19日(月)	舞田、八木沢、八舞、学海北、セレーノ八木沢 十人、塩田新町、東前山、山田、野倉	中塩田 西塩田	
2月20日(火)	南天神町、泉平、松尾町、鷹匠町、本町、末広町、大手町 横町、海野町、原町、袋町、馬場町、田町、丸堀町、木町、北大手町	南部 中央	2月20日(火)	真田、十林寺、石舟、戸沢、つくし、四日市	長	2月20日(火)	西前山、手塚 分去、大湯、院内、上手	西塩田 別所温泉	
2月21日(水)	新田、蛇沢	北部	2月21日(水)	横尾 入軽井沢、岡保	長 傍陽	2月21日(水)	仁古田、岡、浦野、越戸、上室賀	川西	
2月22日(木)	上川原柳町、下川原柳町、愛宕町、上鍛冶町、鍛冶町、上房山、下房山、柳町、山口、上紺屋町	北部	2月22日(木)	傍陽中組、曲尾、萩	傍陽	2月22日(木)	藤之木、浦野南団地、小泉、下室賀、ひばりヶ丘		
2月26日(月)	下紺屋町、鎌原、西脇、新町、諏訪部、緑が丘、新屋、緑が丘北、緑が丘西、城北	西部	2月26日(月)	大庭、田中、下横道、中横道、上横道、穴沢、三島平 上原、下郷沢、小玉上郷沢、赤井、竹室	傍陽 本原	自豊殿地域センター			
2月27日(火)	生塚、常磐町 小牧、三好町、御所	西部 城下	2月27日(火)	下塚、荒井、中原、表木、大畠	本原	2月27日(火)	下吉田、林之郷、下郷、岩清水、矢沢、赤坂、漆戸		
2月28日(水)	須川、中村、朝日ヶ丘、中之条	城下	2月28日(水)	下原、町原、出早	本原	2月28日(水)	森、大日木、長入、宮之上、小井田、中吉田、町吉田、ひかり、桜台		
丸子会場	自治会	地区							
2月29日(木)	諏訪形、千曲町	城下	2月29日(木)	西内、平井、荻窪、和子	内村	丸子地域自治センター			
3月1日(金)	秋和、上塩尻、下塩尻	塩尻	3月1日(金)	下和子、辰ノ口 八日町	内村 丸子中央				
3月4日(月)	上田原、倉升、神畠	川辺・泉田	3月4日(月)	中丸子	丸子中央				
3月5日(火)	川辺町	川辺・泉田	3月5日(火)	腰越 北原	丸子中央 依田				
3月6日(水)	下之条、築地、東築地、半過	川辺・泉田	3月6日(水)	三反田、海戸 尾野山	丸子中央 依田				
3月7日(木)	福田、吉田 大屋	川辺・泉田	3月7日(木)	沢田 石井、藤原田	丸子中央 塩川				
3月8日(金)	岩下、下青木、みすず台南、みすず台北、上青木、黒坪	神川	3月8日(金)	下丸子 御嶽堂	丸子中央 依田				
3月11日(月)	梅が丘、久保林、上沢、国分、下堀、上堀 富士見台	神川 神科	3月11日(月)	飯沼、茂沢	依田				
3月12日(火)	畠山、伊勢山、神科新屋、野竹	神科	3月12日(火)	上長瀬、長瀬中央	長瀬				
3月13日(水)	西野竹、笹井、川原、岩門、染屋、住吉が丘	神科	3月13日(水)	下長瀬 狐塚	長瀬 塩川				
3月14日(木)	金井、大久保、長島、金剛寺	神科	3月14日(木)	坂井、郷仕川原、南方	塩川				
3月15日(金)	指定なし								

7 申告書の書き方 窓口提出・郵送提出される方へ

住所・氏名・個人番号・生年月日

令和6年1月1日現在の住所・氏名・個人番号
生年月日・電話番号等を記入してください。

① 所得 (令和5年1月1日から12月31日までのもの)

所得の種類	内 容	備 考
営 業 等	商・工業や自由業等の自営業	申告書裏面1に記入してください。 平成20年度分から、減価償却資産の償却方法が改正されています。
農 業	農産物の生産、家畜の飼育等	申告書裏面2に記入してください。
不 動 産	地代・家賃等	申告書裏面3に記入してください。
利 子	預貯金の利子等	お問い合わせください。
配 当	株式や出資の配当	
給 与	給与、賃金、賞与等 給与収入欄に記入してください。(源泉徴収票がある人は添付) 源泉徴収票がない方は、裏面「4 納入額」の欄に記入してください。 給与所得額=給与収入-給与所得控除額	

所得の種類	内 容		備 考
	申告期限は3月15日です。	申告期限は12月31日までのもの	
給 与	給与、賃金、賞与等 給与収入欄に記入してください。(源泉徴収票がある人は添付) 源泉徴収票がない方は、裏面「4 紳入額」の欄に記入してください。 給与所得額=給与収入-給与所得控除額		
給 与	給与収入 551,000円未満	給与所得 = 0円	
給 与	給与収入 551,000円~1,619,000円未満	給与所得 = 紳入額 - 55万円	
※上記以外の金額については、お問い合わせください。			
雑	①公的年金等 国民年金、厚生年金等 年金収入欄に記入してください。(源泉徴収票添付) ※遺族年金、福祉年金、障害年金等を受給している方は、申告書表面の「令和5年中に所得がなかった人は該当する番号に○をしてください」の欄に記入してください。 公的年金等に係る雑所得=公的年金等の収入金額-公的年金等控除額 公的年金等に係る雑所得の速算表(年金以外の所得額により変動します)		
雑	受給者の年齢 (A)公的年金等の収入金額の合計額 公的年金等に係る雑所得の金額 600,000円まで 0円 600,001円から1,299,999円まで (A)-600,000円 1,300,000円から4,099,999円まで (A)×75%-275,000円 4,100,000円から7,699,999円まで (A)×85%-685,000円 65歳以上の方 (昭和34年1月1日以前生まれ) 1,100,000円まで 0円 1,100,001円から3,299,999円まで (A)-1,100,000円 3,300,000円から4,099,999円まで (A)×75%-275,000円 4,100,000円から7,699,999円まで (A)×85%-685,000円		
雑	※上記以外の金額については、お問い合わせください。 ②業務…原稿料、講演料又はシルバー人材センターからの配分金等 ③その他…生命保険契約に基づく年金等		
総合譲渡	車両、機械、営業権等不動産 保有期間が5年以下…短期 5年超…長期 以外の資産の譲渡 特別控除50万円		
一時	生命保険金、賞金、懸賞金等 特別控除50万円		
分離	分離譲渡、株式、山林等 税務署にお尋ねください。		

市民税・県民税の計算の仕方 (総合課税分)

$$\begin{aligned} & \text{① 収入金額} - \text{必要経費等} = \text{所得金額} \\ & \text{② 所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税標準額} \\ & \text{③ 課税標準額} \times \text{税率} = \text{税額控除額等} = \text{所得割額} \\ & \text{④ 所得割額} + \text{均等割額}^* = \text{年税額} \end{aligned}$$

*防災事業の財源として平成26年から令和5年までの間、均等割が1,000円引き上げられていたものが終了し、令和6年度から森林環境税として均等割が1,000円加算されます。

○寄附金額控除(申告書裏面「6 寄附金に関する事項」に寄附した金額を記入してください。)

○長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部、上田市が条例で指定した団体、都道府県、市区町村に対して令和5年中に寄附金を出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)の10%(市民税6%、県民税4%)に相当する金額を、調整控除後の市民税・県民税(所得割)から控除します。

○加えて、都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)が2千円を超える場合には、その超える金額に地方税法に定める割合を乗じて得た金額(所得割額の20%を上限)を、上で求めた控除額に更に加算します。

○ふるさと納税において、一定の要件に該当する方が税制上の優遇措置を受けることができる制度(ワンストップ特例制度)を申請している場合であっても、所得税や市民税・県民税の申告書を提出した場合、または、所得税や市民税・県民税の申告書を提出する必要がある場合には、この制度の対象外となります。

納税方法の選択

あてはまる方は1・2のいずれかを○で囲んでください。

1 扱業されている(住送り・援助を受けている)
2 学生であった(令和5年1月1日現在)
3 次のいずれかに該当する(該当する箇所にチェックしてください。)
□直接金を受給 □障害年金を受給 □御病手当を受給 □失業給付を受給
□生活保護等の公的扶助で生活
4 その他(預貯金で生活等の生活状況を記入してください。)

事業専従者

*申告書裏面に記載してください。

事業主と生計を一にする親族でその事業に従事した期間が1年間を通じ6か月以上の人人が該当します。控除額は専従者の給与収入になります。1人当たりの専従者控除額は、次のいずれか低い方になります。

事業所得の合計額 ÷ (専従者数 + 1)
限度額50万円(配偶者は86万円)

(令和5年1月1日から12月31日までの内容を記入してください。
*令和5年中に収入のなかった方は、申告書裏面の一番下の欄を記入してください。

令和6年度 市民税・県民税 申告書 (申告先)上田市長 印		上田市 大手1丁目11番16号 フリガナ ウエダ イチロウ 氏名 上田 一郎 (代理人) 生年月日 明大3年2月16日 個人番号 1123456789012 月日提出 令和5年中に所得がなかった方は、この面の一番下の赤枠の欄に記入してください。	電話番号 22-4100 世帯主 氏名 上田 一郎 統柄 本人 職業 (屋号) (株)上田 裏面・源泉・内訳 上田市使用権	通知書番号 処理欄
申告期限は3月15日です。	取入金額 円 1,000,000 農業等 不動産 利子 配当 給与	必要経費 円 200,000 特別控除額・特別控除額 円 800,000 所得額・控除額 円 450,000 0 1,100,000 1,250,000 125,000,000 特別控除額 合計 特別控除額 通用条文 分離合計 控除額 医療費控除額 医療費控除額 社会保険料 社会保険料 小規模企業共済掛金 心身障害者扶養共済掛金 見本	新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 40,001円~70,000円 70,001円以上 新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 12,000円以下 12,001円~32,000円 32,001円~56,000円 56,001円以上 新制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料) 年間の支払保険料 15,000円以下 15,001円~40,000円 4	